

大間原子力発電所の 原子炉施設保安規定の概要

2020年5月
電源開発株式会社

保安規定認可申請について



- 原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定認可申請について
 - 令和2年4月1日の炉規制法等施行，新検査制度導入に伴い，発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前※に保安規定の認可を受けることが必要となった。
 - 新法では，「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（設置許可本文十一号）が許可事項となり，令和2年4月1日に新法附則第5条第4項において準用する附則第4条第1項の規定に基づく設置許可本文十一号の届出を行い，基準に適合すると認められたことから，設置許可本文十一号並びに「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（品質管理基準規則）及び同規則の解釈を踏まえた品質マネジメントシステム計画を保安規定に規定。
 - その他，保安規定に規定する内容を定めた実用炉規則第92条（次頁参照），「実用発電用原子炉及びその付属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」（保安規定審査基準）等の要求事項に基づき，設置の工事（燃料搬入前）段階で実施する保安活動を規定。

※実用炉規則附則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）抄第6条第1項の規定に基づき，規則施行の際現に設置の工事に着手している者は，令和2年9月30日までに新法に基づく保安規定認可申請が必要となったことから，今回保安規定認可申請を実施。

保安規定に規定する内容



➤ 保安規定に記載する事項（実用炉規則 9 2 条第 1 項）

今回の申請で規定する項目を色塗り部分に示す（7、8、17、18については一部規定）。

1	関係法令及び保安規定の遵守のための体制に関すること。
2	品質マネジメントシステムに関すること。
3	発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。
4	発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
5	電気主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
6	ボイラー・タービン主任技術者の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
7	発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関すること。
8	発電用原子炉施設の運転に関すること。
9	管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
10	排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

11	線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
12	放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
13	核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。
14	放射性廃棄物の廃棄に関すること。
15	非常の場合に講ずべき処置に関すること。
16	設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関すること。
17	発電用原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告に関すること。
18	発電用原子炉施設の施設管理に関すること。
19	保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。
20	不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
21	その他発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項

- 今回申請では、実用炉規則第92条の要求事項のうち、設置の工事（燃料搬入前）段階で実施する保安活動の行為者と行為内容を定めることに加え、この段階で定めることが困難であり、かつ、定めていなくても災害の防止上支障がない事項については、それらの事項を定める時期（燃料搬入／燃料装荷）を設定する。

設置の工事の段階に応じた保安規定の構成の変遷



保安規定	今回の申請対象	燃料搬入前までに申請	燃料装荷前までに申請
第1章 総則	○	○	○
第2章 品質マネジメントシステム	○	○	○
第3章 保安管理体制	△	△	○
第1章 運転管理	－	△	○
第1章 燃料管理	－	△	○
第1章 放射性廃棄物管理	－	△	○
第1章 放射線管理	－	△	○
第4章 施設管理	△	△	○
第1章 緊急時の措置	－	△	○
第5章 保安教育	△	△	○
第6章 記録及び報告	△	△	○
第7章 運転を開始する前までに定めること※	○	○	－

※設置の工事の各段階において定める事項及び時期を定める。すべての章、条項がそう燃料装荷前の改正で本章は削除。

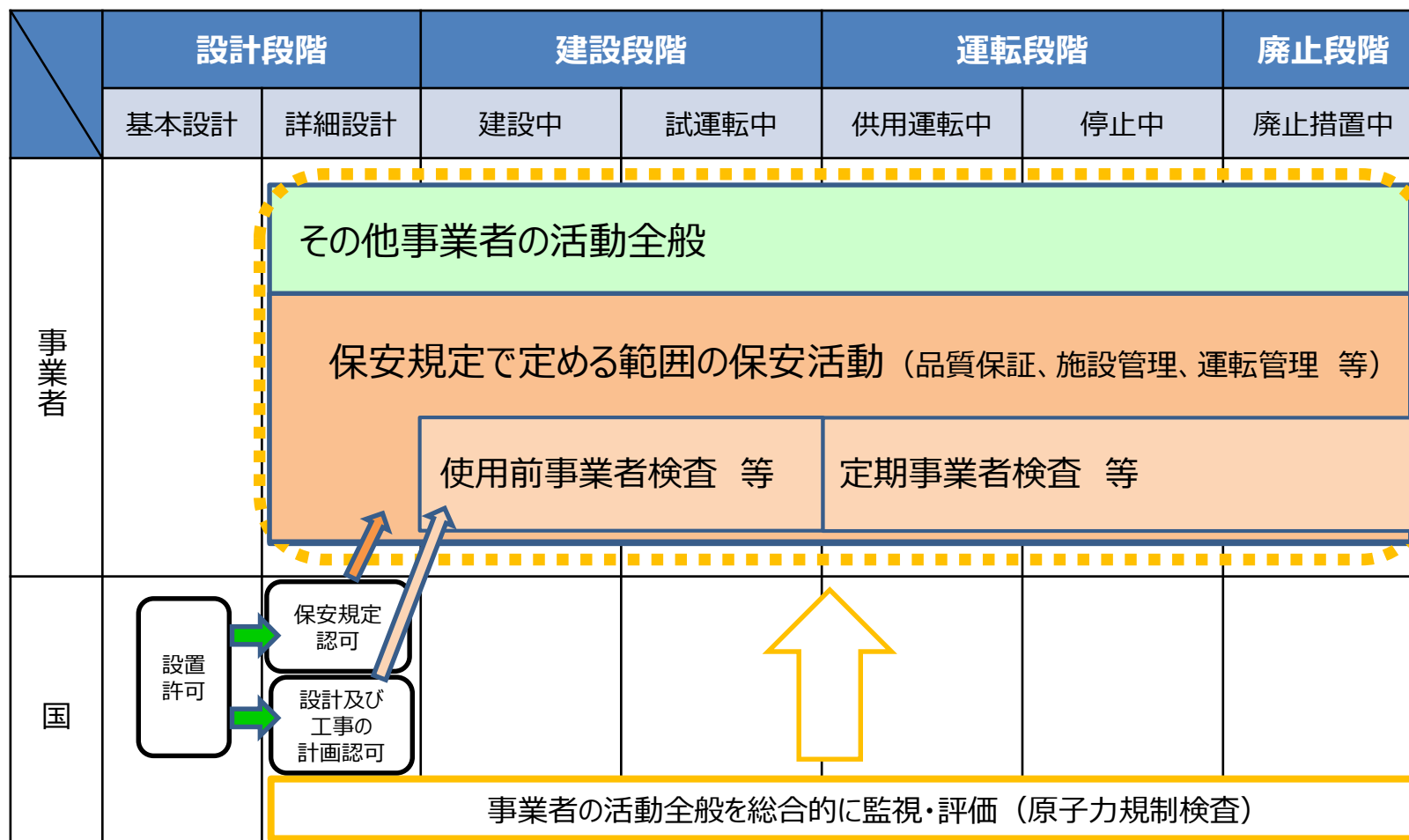
保安規定の概要



➤ 今回の申請条文は以下のとおり。

第1章 総則	第1条（目的）
	第2条（基本方針）
	第3条（関係法令及び保安規定の遵守）
第2章 品質マネジメントシステム	第4条（品質マネジメントシステム計画）
第3章 保安管理体制	第5条（保安に関する組織）
	第6条（保安に関する職務）
	第7条（原子炉施設保安委員会）
	第8条（原子炉施設保安運営委員会）
	第9条（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任）
	第10条（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）
第4章 施設管理	第11条（施設管理計画）
	第12条（設計管理）
	第13条（作業管理）
	第14条（使用前事業者検査の実施）
第5章 保安教育	第15条（社員への保安教育）
第6章 記録	第16条（記録）
第7章 運転を開始する前までに定めること	第17条（運転を開始する前までに定めること）
附則	附則第1条（施行期日）
	附則第2条（営業運転を開始する前までの経過措置）
	附則第3条（核燃料物質を装荷する前までの経過措置）

(参考) 改正原子炉等規制法 概念図



改正原子炉等規制法：平成29年4月14日に公布された「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（第三条関係：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）」を示す。